

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 6 月 27 日（金）第3020号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（※）
（地球温暖化対策課取扱い） 1

告 示

- 有害な映画等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 2
○有害な図書等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 4
○肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 4
○県営土地改良事業の工事の完了（7件）（農地整備課取扱い） 4
○障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱（※）
（管財課取扱い） 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（4件）
（鹿児島地域振興局取扱い） 6
（南薩地域振興局取扱い） 6
（北薩地域振興局取扱い） 6
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6

人 事 委 員 会 規 則

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（総務課取扱い） 7

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則（※）（総務課取扱い） 7

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 7

規 則

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年 6 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第32号

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成22年鹿児島県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「すべて」を「全て」に、「設置している当該」を「当該」に、「事務所」を「事業所」に、「（エネルギーの使用の合理化に関する法律）」を「（エネルギーの使用の合

理化等に関する法律」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、同条第2号ウ中「一般乗用旅客自動車運送業」を「一般乗用旅客自動車運送事業」に改める。

第9条第1項中「特定電気機器等」を「電気機器等」に改め、同項第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

別記第2号様式注6中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第2条」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項」に改め、同様式注12中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第719号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8349	平成26年 6月19日	映 画	絶倫美女 淫乱タマさがし	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8350			痴漢電車 女が牝になる時	新日本映像		
8351			SEX実験室 あえぐ熟巨乳	オーピー映画		
8352			質屋の若女将 名器貸し	新東宝映画		
8353			未亡人家政婦 中出しの四十路	新日本映像		
8354			異父姉妹 だらしない下半身	オーピー映画		
8355			欲望の海 義母を犯す	新東宝映画		
8356			ザ・痴漢教師3 制服の匂い	新東宝映画		
8357			義父の愛撫 くい込む舌先	オーピー映画		

鹿児島県告示第720号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24961	平成26年 6月19日	雑 誌	miniパラ 6月号 08493-6	竹書房	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24962			mini Berry vol.15 18426-07	秋水社		
24963			BOY'Sピアス 7月号 18161-07	マガジン・マガジン		
24964			アクションピザッツスペシャル 7月号 11420-7	双葉社		
24965			アクションピザッツDX 7月号 11463-7	双葉社		
24966			COMIC プルメロ 7月号 07877-07	若生出版		

24967		COMIC ポブリクラブ 7月号	13759-07	マックス		
24968		漫画ローレンス 7月号	18387-7	綜合図書		

鹿児島県告示第721号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
エスケー介護センター	奄美市笠利町宇宿2569-5	SAKAE・MY-STYLE株式会社	奄美市名瀬小浜町30-2	柴 純一	平成26年6月1日	訪問介護
リハケアガーデンネクスト	霧島市国分広瀬一丁目24番30号リーベンビル1階	株式会社ユニティ	霧島市国分中央四丁目12番22号	濱田桂太郎	平成26年6月1日	通所介護
デイサービス至誠舎くしきの	いちき串木野市緑町70番	株式会社至誠舎	いちき串木野市緑町70番	永原 真一	平成26年6月1日	通所介護

鹿児島県告示第722号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成26年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
高江記念病院	薩摩川内市永利町2504-1	医療法人杏政会	薩摩川内市横馬場町8番11号	高江 政伸	平成26年6月1日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所わかば	奄美市名瀬港町15-1 袖組合ビル1F	有限会社訪問介護事業所わかば	奄美市名瀬港町15-1 袖組合ビル1F	當麻 廣美	平成26年6月3日	居宅介護支援
ケアリンク菜の花	肝属郡錦江町馬場998番地1	有限会社ライフサポート	肝属郡錦江町馬場1110番地	荒武 正史	平成26年6月16日	居宅介護支援

鹿児島県告示第723号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
エスケー介護センター	奄美市笠利町宇宿2569-5	SAKAE・MY-STYLE株式会社	奄美市名瀬小浜町30-2	柴 純一	平成26年6月1日	介護予防訪問介護

リハケアガーデン ンネクスト	霧島市国分広瀬 一丁目24番30号 リーベンビル1 階	株式会社ユニテ ィ	霧島市国分中央 四丁目12番22号	濱田桂太郎	平成26年 6月1日	介護予防 通所介護
デイサービス至 誠舎くしきの	いちき串木野市 緑町70番	株式会社至誠舎	いちき串木野市 緑町70番	永原 真一	平成26年 6月1日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第724号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成26年 6 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
ひばり歯科・矯正歯科 指宿市山川小川字西野辺 1559番1	名称	ひばり歯科ク リニック	ひばり歯科・ 矯正歯科	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第725号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年 6 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番 号	更新後の 登録の有 効期限	肥料の種 類	肥料の名 称	保証成分量（%）	その他の規格	生 産 業 者	
						氏名又は 名称	住 所
鹿児島 県肥第 1225号	平成29年 6月29日	混合有機 質肥料	トップユ ーキ	窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0 加里全量 2.0	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は公定規格のと おり	株式会社 ヤマシタ アグテム	宮崎県北 諸県郡三 股町大字 蓼池4691 番地

鹿児島県告示第726号

土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備）秋徳地区の工事は、平成24年12月10日に完了した。

平成26年 6 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第727号

土地改良事業県営農地環境整備（農道整備）秋徳地区の工事は、平成25年3月28日に完了した。

平成26年 6 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第728号

土地改良事業県営農地環境整備（土層改良及び暗渠排水）秋徳地区の工事は、平成25年3月21日に完了した。

平成26年 6 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第729号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備）田皆地区の工事は、平成26年3月27日に完了した。

平成26年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第730号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）田皆地区の工事は、平成25年12月12日に完了した。

平成26年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第731号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）麦屋地区の工事は、平成26年3月24日に完了した。

平成26年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第732号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（土層改良）麦屋地区の工事は、平成24年3月26日に完了した。

平成26年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第733号

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱（平成17年鹿児島県告示第1806号）の一部を次のように改正する。

第1条中「授産施設等支援企業」を「障害者就労施設等支援企業」に、「授産施設等から」を「障害者就労施設等から」に改める。

第2条中「（第4号イを除く。）」を削り、同条第3号中「授産施設等支援企業」を「障害者就労施設等支援企業」に改め、同号イ中「授産施設等」を「障害者就労施設等」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 障害者就労施設等 次に掲げるものをいう。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第2項に規定する障害者就労施設

イ 法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者

ウ 法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

第3条第2項中「授産施設等支援企業」を「障害者就労施設等支援企業」に改める。

第9条第1項中「授産施設等支援企業」を「障害者就労施設等支援企業」に改め、同条第2項中「授産施設等」を「障害者就労施設等」に改める。

別記第1号様式中「授産施設等支援企業」を「障害者就労施設等支援企業」に、「の授産施設等」を「の障害者就労施設等」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第2条第3号の授産施設等支援企業である者は、この要綱の施

行の日に改正後の障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱（以下「新要綱」という。）第4条第1項の登録を受けた新要綱第2条第3号の障害者就労施設等支援企業とみなす。この場合において、当該障害者就労施設等支援企業とみなされる者に係る登録の有効期間は、新要綱第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日におけるその者に係る旧要綱第4条第1項の登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

鹿児島地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年6月27日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
作業所穂	日置市伊集院町 飯牟礼3368番地 1	特定非営利活動 法人樹	日置市伊集院町 飯牟礼3368番地 1	花木 広昭	平成26年 6月1日	就労継続 支援B型

南薩地域振興局告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年6月27日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援事業所サポートらいふ	枕崎市緑町97番地	特定非営利活動 法人地域サポートらいふ	南さつま市加世 田東本町17番地 4	柳田 隆宏	平成26年 6月1日	就労継続 支援B型

北薩地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年6月27日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社まつぼっくり	出水市本町3番 10号	株式会社まつぼっくり	出水市本町3番 10号	中村 貞二	平成26年 5月20日	就労継続 支援A型

始良・伊佐地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年6月27日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
にじの橋広瀬B	霧島市国分広瀬	特定非営利活動	霧島市国分中央	橋 正貴	平成26年	就労継続

	二丁目1番8号	法人にじの橋	五丁目13番74号 7		5月19日	支援B型
イーサポート	始良市永池町24 番7号	合同会社イーサ ポート	始良市西始良一 丁目40番3号	福永 勇二	平成26年 6月22日	就労継続 支援A型

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6 月 27 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年鹿児島県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「財団法人自治体衛星通信機構」を「一般財団法人自治体衛星通信機構」に、「財団法人自治体国際化協会」を「一般財団法人自治体国際化協会」に、「財団法人地域総合整備財団」を「一般財団法人地域総合整備財団」に、「財団法人地域創造」を「一般財団法人地域創造」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第12号

鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

鹿児島県公安委員会運営規則（昭和36年鹿児島県公安委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「定例会議は、」の次に「原則として」を加える。

附 則

この規則は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成26年 6 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成26年 8 月 18 日（月）から同月 22 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

- (2) 追加取得講習
平成26年8月21日（木）及び同月22日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
- (1) 新規取得講習
受講申込日において、最近5年間に1の警備業務の区分（以下「4号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 追加取得講習
受講申込日において、4号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近5年間に4号の警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの
- 5 受講定員
講習の種別ごとに5人（原則として、受付先着順とする。）
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
平成26年7月7日（月）から同月11日（金）まで
- イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所
- ア 県内に居住する者
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。） 1通
- イ 4号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1通
- ウ 履歴書 1通
- エ 追加取得講習受講者にあつては、4号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人による申込み（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼り付けて提出すること。
なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習
34,000円
- イ 追加取得講習
10,000円
- 7 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

-
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 問合せ先

本講習に関する問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099－206－0110内線3032・3033）又は一般社団法人鹿児島県警備業協会（電話099－224－4490）に行うこと。